

# 議第33号 呉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について

## 1 改正の趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」といいます。)の一部改正により、介護医療院が新設されたことに伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

### 【参考】介護医療院について

介護医療院とは、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。

## 2 条例の内容

法第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」といいます。)に従うなどし、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるとともに、介護療養型医療施設、医療療養病床又は介護療養型老人保健施設から介護医療院に転換する際の基準の緩和について定めます。

## 3 条例に定める具体的な事項

### (1) 介護医療院の基準

介護医療院においては、介護療養病床の療養機能強化型相当のサービス(I型)と、介護老人保健施設相当以上のサービス(II型)の二つのサービスが提供されることとされていますが、この人員、設備、運営基準等については次のとおりとします。

#### ア 人員配置(第4条:従うべき基準)

人員基準については、日中・夜間を通じて長期療養を主目的としたサービスを提供する観点から、介護療養型医療施設と介護療養型老人保健施設の基準を参考に、医師、薬剤師、看護職員及び介護職員は、I型とII型に求められる医療・介護ニーズを勘案して設定し、リハビリテーション専門職、栄養士、放射線技師及びその他の従業者は施設全体として配置をすることを念頭に設定します。

#### イ 施設(第5条:一部従うべき基準)

療養室については、定員4人以下、一人当たりの床面積を8.0平方メートル以上とし、プライバシーの確保に配慮した療養床を備えることとします。

また、療養室以外の設備基準については、介護療養型医療施設で提供される医療水準を提供する観点から、診察室、処置室、機能訓練室、臨床検査設備、エックス線装置等の配置を求めます。その際、医療設備については、医

療法（昭和23年法律第205号）等において求められている衛生面での基準との整合を図ります。

#### ウ 運営（第5章）

運営基準については、介護療養型医療施設の基準と同様としつつ、他の介護保険施設との整合性や長期療養を支えるサービスという観点も鑑みて設定します。

なお、これまで病院として求めていた医師の宿直については引き続き求めることとしますが、一定の条件を満たす場合等に一定の配慮を行います。

【参考】この章で規定する主な基準

- ・提供拒否の禁止（第8条：従うべき基準）
- ・利用料等の受領（第14条）
- ・介護医療院サービスの取扱方針（第16条：このうち身体的拘束等に関する基準については従うべき基準）
- ・施設サービス計画の作成（第17条）
- ・診療の方針（第18条：従うべき基準）
- ・衛生管理等（第33条）
- ・秘密保持等（第36条）
- ・事故発生の防止及び発生時の対応（第40条：従うべき基準）

#### エ 医療機関との併設の場合の取扱い（第4条第6項）（第5条第3項）

介護医療院を医療機関と併設する場合については、医療資源の有効活用の観点から、人員基準の緩和や設備の共用ができることとする等の施設・設備基準の緩和を行います。

#### オ ユニットケア（第6章：一部従うべき基準）

他の介護保険施設と同じく、介護医療院でもユニット型の施設を設定し、これに係る設備及び運営に関する基準を定めます。

### (2) 介護医療院等への転換の支援

#### 基準の緩和等（付則第2条から第10条まで）

介護療養型医療施設、医療療養病床又は介護療養型老人保健施設から介護医療院に転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、現行の介護療養型医療施設、医療療養病床又は介護療養型老人保健施設が転換するに当たり配慮が必要な事項については、基準の緩和等を行います。

※「従うべき基準」と明記していない条は、「参酌すべき基準」です。

#### ・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

#### ・参酌すべき基準

地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

#### 4 介護医療院の基準について

本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、基準省令で定める基準を呉市の基準とします。

#### 5 呉市手数料条例の改正（付則第 1 1 条による改正）

介護医療院の開設許可の申請等に対する審査事務を行うこととなるため、呉市手数料条例（平成 1 2 年呉市条例第 3 号）に当該審査に係る手数料の額を定めま

す。  
 なお、手数料の額については、県内での統一化を図るため、他の介護保険サービスの手数料と同様に広島県の設定する審査手数料の額と同額とします（介護老人保健施設に係る審査手数料の額と同額）。

【参考：介護老人保健施設に係る審査手数料】

手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単位	金額
介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	1 件につき	63,000円
介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき	33,000円
介護老人保健施設の変更の許可の申請に対する審査（構造設備の変更を伴うものに限る。）	1 件につき	33,000円

#### 6 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

#### 7 新旧対照表

呉市手数料条例の一部を改正する条例（付則第 1 1 条の規定による改正部分）

現行	改正案																									
別表第 2 の 2（第 2 条関係） 介護保険関係	別表第 2 の 2（第 2 条関係） 介護保険関係																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手数料を徴収する事務</th> <th colspan="2">手数料の額</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～26（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の額		単位	金額	1～26（略）			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手数料を徴収する事務</th> <th colspan="2">手数料の額</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～26（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>27 介護医療院の開設の許可の申請に対する審査</td> <td>1 件につき</td> <td>63,000円</td> </tr> <tr> <td>28 介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査</td> <td>1 件につき</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>29 介護医療院の変更の許可の申請に対する審査（構造設備の</td> <td>1 件につき</td> <td>33,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の額		単位	金額	1～26（略）			27 介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	1 件につき	63,000円	28 介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき	33,000円	29 介護医療院の変更の許可の申請に対する審査（構造設備の	1 件につき	33,000円
手数料を徴収する事務		手数料の額																								
	単位	金額																								
1～26（略）																										
手数料を徴収する事務	手数料の額																									
	単位	金額																								
1～26（略）																										
27 介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	1 件につき	63,000円																								
28 介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき	33,000円																								
29 介護医療院の変更の許可の申請に対する審査（構造設備の	1 件につき	33,000円																								

変更を伴うものに限 る。)		
------------------	--	--